

2024年3月18日

LPガス保安業務等における法令違反について

株式会社 エネアーク中部  
代表取締役社長 久松 勝之

株式会社エネアーク中部は、LPガスを供給させていただく際に、お客さまを訪問して、ガス設備の異常確認を行う点検調査等において、5件の供給開始時点検調査の未実施及び14条書面（液化石油ガス法第14条で販売店に義務付けられているもので、新たにLPガス取引を始める際に、料金構成やその内容、設備の所有権などを書いた書面）の未交付、及び4年に1回以上お客様のガス設備等を確認する定期点検調査において、33件の期限超過を発生させたことが2024年1月12日までの社内調査で判明いたしました。

弊社では上記事案が判明後、速やかにお客さまを個別訪問し、順次2024年2月1日までに、全ての法令違反に対する再点検調査等を実施いたしました。その際にガス漏えいや異常等は、確認されませんでした。

弊社はこの事案を、法令遵守に係る極めて不適切なものと認識し、真摯に受け止め、速やかに行政当局に報告いたしました。また合わせて、全社員に対して本事案の概要及び法令遵守の徹底を周知するとともに、作業マニュアルの改訂・社員教育を実施するなど、継続的に再発防止に努めてまいります。

お客様対し、大変ご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを、お詫び申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エネアーク中部 保安部 電話：052-218-7615